障害者雇用調整金・報奨金の支給調整について(案)

第124回(R5.2.2)

資料3

- 今般の法改正により、令和6年度から、障害者雇用調整金や報奨金の支給の調整が行われることとされている。
- 当分科会の意見書、法改正時の指摘などを踏まえ、この支給調整の方法について、以下のとおりとする。

1. 障害者雇用調整金の支給調整について

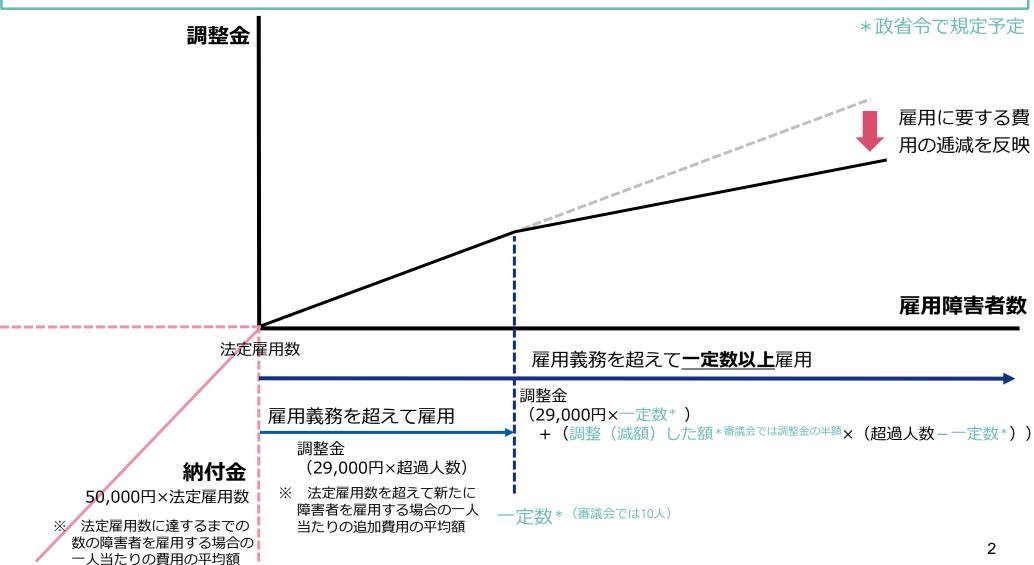
■ 調整金について、支給対象人数が10人を超える場合には、当該超過人数分への支給額を23,000円(本来の額から6,000円を調整)とする。

2. 報奨金の支給調整について

報奨金について、支援対象人数が35人を超える場合には、当該超過人数分への支給額を 16,000円(本来の額から5,000円を調整)とする。

(参考)障害者雇用調整金の調整方法について

■ 改正法においては、一般に障害者雇用に要する費用は雇用者数が増えるほど逓減傾向にあることを踏まえ、障害者雇用調整金について、一定数*を超える人数分については、その支給単価を引き下げる*こととしている。



【参考】今後の障害者雇用施策の充実強化について(令和4年6月17日労働政策審議会障害者雇用分科会意見書)(抄)

第5 障害者雇用の質の向上の推進

- 1 障害者雇用調整金、報奨金による対応
- 限られた財源を事業主への支援に充てていくため、納付金関係業務を行う高障求機構の業務経費について事務の効率化等により削減するとともに、助成金について活用状況等を踏まえ見直すなど支出の効率化を図ることを前提に、調整金・報奨金について、一定の場合の減額等を行うことが適当である。
- 減額等の対応に当たっては、人数基準や減額率等について様々意見があったところであるが、調整金について、その支給状況や一定の場合の減額等により見込まれる支出削減の効果等を踏まえ、支給対象人数が10人を超える場合には、当該超過人数分に対しては支給額を50%にすることが適当である。
- 報奨金については、調整金受給企業と報奨金受給企業との実態の違いや、報奨金は障害者雇用を奨励等することを目的に納付金の納付義務のない事業主に対して支給するものであることを踏まえ、支援対象人数が35人を超える場合には、当該超過人数分に対しては支給しないことが適当である。
- 今回の措置で調整金が減額される企業においても調整金を障害者の定着支援や訓練等に活用している現状があるという意見や、これまで障害者雇用に積極的に取り組んできた企業ほど調整金が減額される対象になるため、減額後の調整金の支給額を50%よりも高く設定するなど減額の要件設定は慎重に行うべきという意見もあった。このため、上記の措置による調整金等の支出削減の効果については、こうした個々の事業主の取組状況やニーズ等を踏まえた上で、支援策の強化に積極的に充てていくことが適当であり、これらを調整金が減額等される企業に対するヒアリング等を通じて把握する必要がある。
- また、調整金・報奨金の減額等に当たっては、対象となる事業主が余裕を持って対応できるよう積極的に周知を行うとともに、十分な準備期間を設けることが適当である。
- なお、中長期的な課題として、財源が枯渇する場合であっても、障害者に対する支援が継続できるよう、緊急的な公的資金の投入 についても検討することが望ましいという意見や将来的には調整金等は廃止し、企業を支援する助成等に注力することが適当という 意見があった。